居宅介護支援事業所の管理者要件について

資料５

小山市　地域包括ケア推進課

　居宅介護支援事業所の管理者については、平成30年度介護報酬改定において、管理者の要件を介護支援専門員から主任介護支援専門員に変更されました。令和3年3月31日までは、その適用を猶予するとの経過措置が設けられましたが、令和2年6月5日に基準省令が改正され、下記のとおりの取り扱いとなりますのでご留意ください。

1.　管理者要件の適用の猶予について

　令和3年3月31日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所については、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を令和9年3月31日まで猶予することとします。

2.　令和3年4月1日以降の管理者要件について

　令和3年4月1日以降、居宅介護支援事業所の管理者となる者は、いずれの事業所であっても主任介護支援専門員であることとします。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、小山市に届出を提出し認められた場合について、1年間管理者を介護支援専門員とする取り扱いが可能となります。

　届出の様式につきましては、小山市ホームページにも掲載いたしましたので必要に応じてご確認ください。

小山市ホームページ

トップページ　＞　くらしの情報　＞　介護保険　＞　介護保険事業者

＞　居宅介護支援事業所の管理者要件について